

開発 0112 第 19 号
令和 6 年 1 月 12 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震への対応について (人材開発関係)

令和 6 年能登半島地震による被災者等に対する対応として、下記について御了知
いただくとともに、実施等について遺漏無きようご配慮下さい。

なお、本件写しについては、新潟県知事、富山県知事、石川県知事、福井県知事、
新潟労働局長、富山労働局長、石川労働局長及び福井労働局長あて通知している
ことを申し添えます。

また、後日、下記に掲げる措置の利用状況等について照会させていただくことを
考えておりますので、予めご承知おき下さい。

記

1 被災地支援のための独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業
能力開発施設の借用等

被災地域 (令和 6 年能登半島地震に伴い災害救助法の適用を受けている地域を
いう。以下、同じ。) 及びその周辺地域の公共職業能力開発施設 (別添参照) につ
いて、地方公共団体等から施設の借用等の要請・相談があった場合には、積極的
に協力されたい。

2 公的職業訓練の取扱いについて

(1) 施設内の職業訓練の取扱いについて

① 職業訓練の休校、継続又は中止の判断

被災 (令和 6 年能登半島地震に伴うものをいう。以下、同じ。) した公共
職業能力開発施設内において実施している離職者訓練及び学卒者訓練の休
校、継続又は中止については、施設の被災状況や当初予定訓練実施期間内
における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を
行うこと。

その際、当初予定訓練実施期間内において休校期間中の補講を行うことができない場合、訓練期間を延長しても差し支えないものとするが、このうち離職者訓練については、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、被災に伴って職業訓練を受講することができない場合、平成24年3月30日付け能発0330第19号「職業訓練の運用について」別添「職業訓練運用要領（令和5年3月10日改正）」に定める修了要件における疾病その他やむを得ない事由として取り扱うものとする。

具体的には、訓練受講生の受けた訓練時間が予め定めた学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%に相当する時間以上であり、かつ、訓練受講生の保有する技能及び知識が修了に値するものと認められる場合には、補講を実施せずとも、当該訓練を修了したのものとして扱って差し支えないものとする。

なお、訓練を中止するとした訓練科のうち、令和6年1月末日までに訓練が終了する予定の訓練科の訓練受講生については、概ね訓練期間を終了していることから、今回の休校開始時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%以上に相当する時間について、訓練受講生が訓練を受講している場合には、上記と同様に取り扱うことができるものとする。

追って、職業訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、職業訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(2) 学卒者訓練を受講する訓練受講生に関する支援について

令和6年能登半島地震の影響を受けて家計が急変した世帯の職業訓練を受講する訓練受講生については、令和2年3月30日付け人材開発政策担当参事官通知「学卒者訓練における授業料及び入校料の減額及び免除に係る実施要領準則の制定について」により、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば、授業料減免の支援措置を受けることができるため、当該制度の活用を図ること。

また、技能者育成資金融資制度については、労働金庫の窓口において、融資の返済方法等の相談に応じているため、必要に応じて訓練受講生に窓口への相談を促すこと。

(3) 求職者支援訓練の取扱いについて

① 求職者支援訓練の休校、継続又は中止の判断

被災した求職者支援訓練実施機関において実施している求職者支援訓練の休校、継続又は中止については、当該求職者支援訓練実施機関の被災状況や当初予定訓練実施期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体である求職者支援訓練実施機関が、都道府県労働局職業安定部及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部（以下「都道府県労働局等」という。）と協議の上、判断を行うこととする。

その際、当初予定訓練実施期間内において補講を行うことができない場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、この場合、訓練期間の延長について都道府県労働局等に協議するとともに、公共職業安定所長が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、当該求職者支援訓練実施機関において都道府県労働局等と調整を行うものとする。

② 職業訓練の「修了」の判断

訓練を中止するとした訓練科のうち、令和6年1月末日までに訓練が修了する予定の訓練科の訓練受講生については、概ね訓練期間を終了していることから、今回の休校開始時点において実施済みの訓練時間の80%以上に相当する時間について、訓練受講生が訓練を受講している場合は、訓練を修了したものとして取り扱うことができるものとする。

なお、求職者支援訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、求職者支援訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(別添)

被災地域及びその周辺地域の公共職業能力開発施設

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

都道府県	施設名	住所
新潟	新潟職業能力開発促進センター	新潟県長岡市住吉3-1-1
新潟	北陸職業能力開発大学校附属 新潟職業能力開発短期大学校	新潟県新発田市新富町1-7-21
富山	富山職業能力開発促進センター	富山県高岡市八ヶ55
富山	北陸職業能力開発大学校	富山県魚津市川縁1289-1
石川	石川職業能力開発促進センター	石川県金沢市観音堂町へ-1
石川	北陸職業能力開発大学校附属 石川職業能力開発短期大学校	石川県鳳珠郡穴水町由比ヶ丘いの45-1
福井	福井職業能力開発促進センター	福井県越前市行松町25-10

連絡先

機構本部(千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2)

求職者支援訓練部訓練企画課 電話 043-213-7249、7189